

2026年4月1日制定

多摩美術大学研究データ管理・公開ポリシー

(目的)

1 多摩美術大学（以下、「本学」という。）の研究活動の過程で、本学の研究者が研究活動に伴い作成・取得した研究データを適切に管理・保存し、利活用を図ることは、本学の研究機能の強化に貢献するものである。多摩美術大学研究データ管理・公開ポリシー（以下、「本ポリシー」という。）では、美術大学の研究活動が、論文のみならず、作品、資料体等、多様な範囲に及ぶことから、これらの特性を尊重した上で、研究活動を守るための指針を定める。

(定義)

2 本ポリシーにおいて「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集または生成されたデータを指し、デジタルか否かを問わない。

(研究データの管理)

3 研究者は、本学における研究活動により自らが収集または生成した研究データを法的及び倫理的要件に従って適切に管理しなければならない。

(保存期間)

4 研究データの保存期間は、10年間とする。ただし、研究者がこれらの保存期間を超えて保存することを妨げない。

(公開及び開示)

5 研究者は、4に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。また、調査委員会等から研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない。

(大学の役割)

6 本学は、研究データの管理および公開について、支援環境の整備に努める。

(改廃手続)

7 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。